

議案第 4 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の
一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年10月22日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立高等学校等の設置条例の一部を改正する条例（乙第5号議案）が可決され、沖縄県立やえせ高等支援学校が設置されることに伴い、同校の障害の種類、部、学科等について定めるとともに、併設型特別支援学校と併設型高等学校間で連携した教育を施すこと等を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（学校等の管理）

第三十三条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 （略）

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(沖縄県立高等学校管理規則の一部改正)

第1条 沖縄県立高等学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「(以下「併設型高等学校」という。)」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「併設型高等学校」を「別表第3及び別表第4の左欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)」に、「併設型中学校」を「併設型中学校又は併設型特別支援学校」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第4の左欄に掲げる高等学校においては、同表の右欄に掲げる特別支援学校(以下「併設型特別支援学校」という。)における教育と連携した教育を施すものとする。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第9条の3関係)

併設型高等学校	併設型特別支援学校
沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校

(沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正)

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(併設型特別支援学校の教育課程)

第6条の2 別表第2の左欄に掲げる特別支援学校(以下「併設型特別支援学校」という。)においては、同表の右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)における教育と連携した教育を施すものとする。

2 前項の場合において、併設型特別支援学校における教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。

第8条に次の2項を加える。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、前項に規定する学期の期間を変更することができる。

4 校長は、前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。

第9条第1項第4号中「7月21日から8月31日まで」を「7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間」に改め、同項第5号中「12月26日から翌年1月5日まで」を「12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間」に改め、同条第2項中「前項第8号」を「前項第4号、第5号の休業日及び第8号」に改める。

別表中

南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
------------	----------	------	-----	--	----	-----

を

南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
沖縄県立やえせ高等支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害	高等部		3年	産業科

に

改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条の2関係）

併設型特別支援学校	併設型高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校	沖縄県立南部商業高等学校

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

規則案の概要説明

課名 県立学校教育課

- 1 件名
沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

- 2 改正の経緯及び必要性

平成27年第7回沖縄県議会（9月定例会）において沖縄県立高等学校等の設置条例の一部を改正する条例（乙第5号議案）が可決され、沖縄県立やえせ高等支援学校が設置されることに伴い、同校の障害の種類、部、学科等について定めるとともに、併設型特別支援学校と併設型高等学校間で連携した教育を施すこと等を定める必要がある。

- 3 改正案の概要

- (1) 「併設型高等学校」及び「併設型特別支援学校」間において、連携した教育を施すことを定めるほか、併設型高等学校として沖縄県立南部商業高等学校を、併設型特別支援学校として、沖縄県立やえせ高等支援学校を定める。
- (2) 沖縄県立特別支援学校管理規則に「沖縄県立やえせ高等支援学校」を加え、同校の障害の種類、部、学科等を定める。
- (3) その他所要の改正を行う。
- (4) この規則は、平成27年11月1日から施行する。〈附則〉
※新設となるやえせ高等支援学校は、平成28年度から入学者受入予定。

- 4 根拠法令

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条

- 5 添付資料

新旧対照表

新旧対照表（第1条関係）
 ○沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）

新	旧				
<p>(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。 2 別表第4の左欄に掲げる高等学校においては、同表の右欄に掲げる特別支援学校（以下「併設型特別支援学校」という。）における教育と連携した教育を施すものとする。 3 前2項の場合において、別表第3及び別表第4の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型中学校又は併設型特別支援学校と協議するものとする。</p> <p>別表第4（第9条の3関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">併設型高等学校</td> <td style="text-align: center;">併設型特別支援学校</td> </tr> <tr> <td>沖縄県立南部商業高等学校</td> <td>沖縄県立やえせ高等支援学校</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成27年11月1日から施行する。</p>	併設型高等学校	併設型特別支援学校	沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校	<p>(併設型高等学校の教育課程) 第9条の3 別表第3の左欄に掲げる高等学校（以下「併設型高等学校」という。）においては、学校教育法施行規則第115条の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校（以下「併設型中学校」という。）における教育と一貫した教育を施すものとする。 2 前項の場合において、併設型高等学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型中学校と協議するものとする。 (新設)</p>
併設型高等学校	併設型特別支援学校				
沖縄県立南部商業高等学校	沖縄県立やえせ高等支援学校				

新旧対照表 (第2条関係)

○沖縄県立特別支援学校管理規則 (平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)

新	旧
<p>第6条 (略)</p> <p>2 略</p> <p>(併設型特別支援学校の教育課程)</p> <p><u>第6条の2 別表第2の左欄に掲げる特別支援学校(以下「併設型特別支援学校」という。)においては、同表の右欄に掲げる高等学校(以下「併設型高等学校」という。)における教育と連携した教育を施すものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、併設型特別支援学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ併設型高等学校と協議するものとする。</u></p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>3 校長は、<u>教育上必要があると認めたとときは、前項に規定する学期の期間を変更することができ。</u></p> <p>4 校長は、<u>前項の規定により学期の期間を変更しようとするときは、あらかじめ、教育委員会と協議しなければならない。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第9条 学校の休業日は次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日までの間において校長が定める期間 (5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日までの間において校長が定める期間 (6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで (7) 沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日 (8) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 校長は、<u>前項第4号、第5号及び第8号の休業日は、教育委員会に届け出なければならない。</u></p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第6条 学校の教育課程は、幼稚園教育要領、学習指導要領及び教育委員会が定めるところにより校長が編成する。</p> <p>2 校長は翌年度において実施する教育課程を、毎年1月末日までに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(学年及び学期)</p> <p>第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 2 学年を分けて、次の3学期とする。 第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(新設)</p> <p>(休業日)</p> <p>第9条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (2) 日曜日及び土曜日 (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで (5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日まで (6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで (7) 沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日 (8) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p>2 校長は、<u>前項 第8号の休業日は、教育委員会に届け出なければならない。</u></p>

(名称、位置、修業年限等)

第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
沖縄県立桜野特別支援学校	名護市字字茂佐	肢体不自由 病弱	小学部		6年	普通科
			中学部		3年	
			高等部		3年	

(新設)

第3条 (略)

別表第1 (第3条関係)

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
南風原高等学校分教室	南風原町字津嘉山	知的障害	高等部		3年	普通科
沖縄県立やえせ高等支援学校	八重瀬町字友寄	知的障害	高等部		3年	産業科
沖縄県立桜野特別支援学校	名護市字字茂佐	肢体不自由 病弱	小学部		6年	普通科
			中学部		3年	
			高等部		3年	

別表第2 (第6条の2関係)

併設型特別支援学校	併設型高等学校
沖縄県立やえせ高等支援学校	沖縄県立南部商業高等学校

附則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。